

TOKYO働き方改革宣言

どの職員も家庭や育児、プライベートな生活を大切にしながら、健康で生き生きと働き続けられる職場づくりに取り組みます。

平成29年3月31日

特定非営利活動法人たち

目標

《働き方の改善》時間外労働は月5時間以下を目指します。

《休み方の改善》一定の勤続年数に応じまとまった休暇が取れるようなりフレッシュ休暇制度を創設し、職員の働きがいや勤続の楽しみにつなげます。
年次有給休暇取得率50%を目指します。

取組内容

《働き方の改善》①保育士の人員配置を計画的、合理的に行います。
②打ち合わせ会議、記録作成業務などが勤務時間内に行えるよう、非常勤保育士等の人員配置を行います。

《休み方の改善》永年勤続リフレッシュ休暇制度を就業規則に盛り込み、該当する職員がこの休暇を取得できるよう業務体制を保障します。